

シンガポール法律コラム

第2回 シンガポールと日本の憲法の違いについて

2023年9月

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール法・日本法・アメリカ NY 州法弁護士

栗田 哲郎

みなさん、こんにちは、One Asia Lawyers Group (Focus Law Asia LLC) です。今回は、国を形作る根本の法律である「憲法」について、シンガポールと日本の憲法を比較しながら説明いたします。みなさんは「憲法」についてどのような印象を持っていますでしょうか。日本人であれば幼い頃から、「最も重要な法律で、絶対に守らなければならない存在である」と学校で教わってきたかと思います。シンガポールにおいても「憲法」は国を支える基本法として存在しており、シンガポールがマレーシアから独立した 1965 年に制定されました。



日本とシンガポールの憲法には共通点もあります。例えば、日本と同じくシンガポール憲法には、国民の基本的人権を守るための条文が書かれており、シンガポール憲法 14 条には、“Every Citizen of Singapore has the right to freedom of speech and expression 「全てのシンガポール市民は言論と表現の自由を有する」”と記載されています。(もっとも、シンガポールにおける報道に対する規制について、国境なき記者団 [Reporters Without Borders] による 2023 年度の世界報道自由度ランキングでは 180 か国中の世界 129 位 [日本は 68 位] でした。)

日本国憲法とシンガポール憲法の大きな違いの一つは、その改正方法にあります。日本における「憲法」は、国民の権利・自由を国家権力から守る法律であり、日本の最高法規に位置付けられています。戦後日本は、第二次世界大戦の反省をふまえ、私達国民の権利や自由を奪う「国家」を縛り付ける役割を持つ「憲法」を作りました。このような経緯もあって、日本では憲法を改正するためには、「各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成と、国民投票による過半数の賛成」という厳しい要件を満たすことが求められています (日本国憲法 96 条)。このように、日本において憲法を改正するための手続きは非常に厳格であり、制定されてから今に至るまでの 77 年間、一度も改正されたことがありません (改正が難しいことから「硬性憲法」といいます)。

他方、シンガポール憲法においては、憲法改正を行うためには「国会議員のうち 3 分の 2 以上の賛成」のみが要件となっており、(日本とは異なり) 国民による投票は必要ではありません。そして、現在の議席では与党が 83 議席であるのに対し、野党が 10 議席になっており、政権与党のみで憲法改正ができる状態が続いています。そのため、シンガポール憲法は、政府が憲法を比較的容易に改正することができるいわゆる「軟性憲法」となっており、制定以来、今現在に至るまでなんと 52 回もの憲法改正が行われています。

例えば 2022 年には、憲法において「結婚に関する定義は、国会によって決定される」という内容に改正されました。これはシンガポールにおいて男性間性交渉が合法化されたことを受けた改正であり、この憲法改正によりシンガポールでは、たとえ裁判所が同性婚を認める旨の判決が出したとしても、国会が結婚の定義を変更しない限り、同性婚は認められないとされています。

今回は、国の根本となる法律である「憲法」の仕組みについて見てきましたが、これだけを見ても日本とシンガポールの法律の根本となる考え方がいかに異なるかがわかります。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

< 著 者 >



栗田 哲郎

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール (FPE) ・日本・USA/NY 州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般 (M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等) のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114

※本稿は、シンガポールの週刊 SingaLife (シンガラライフ) において掲載中の「シンガポール法律コラム」のために著者が執筆した記事を、ニュースレターの形式にまとめたものとなります。